

兵庫県公報

平成19年 5月29日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則

ページ

○兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 2

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	西脇日野ヶ丘住宅	西脇市富吉南町	42 ^戸
普通中層耐火住宅	明石林崎住宅	明石市宮の上	30

2 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 4団地 4戸

普通中層耐火住宅 3団地 3戸

3 公営住宅法施行令の一部改正に伴い、高齢者控除に関する規定を削除することとした。

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第45号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の項中

17	加古川神野第2住宅	加古川市新神野2丁目	6階建 7階建	6	0.5658	37,400
				28	0.7087	45,900
				12	0.7087	47,600
				12	0.7228	47,600
				14	0.8381	54,600
				17	0.8381	56,300
				1	0.8547	56,300
				7	0.9623	62,300
				12	0.9623	64,700

を

17	加古川神野第2住宅	加古川市新神野2丁目	6階建 7階建	6	0.5658	37,400
				28	0.7087	45,900
				12	0.7087	47,600
				12	0.7228	47,600
				14	0.8381	54,600
				17	0.8381	56,300
				1	0.8547	56,300
				7	0.9623	62,300
				12	0.9623	64,700
17	西脇日野ヶ丘住宅	西脇市富吉南町	6階建	6	0.4706	41,100
				6	0.5865	52,300
				6	0.5990	52,300
				18	0.7046	62,800
				6	0.8121	72,400

に改め、同部普通中層耐火住宅の項中

17	新宮向畑住宅	たつの市新宮町新宮	3階建	3	0.4877	40,700
				9	0.6097	51,800
				12	0.7210	61,300
				6	0.8278	70,400

を

17	新宮向畑住宅	たつの市新宮町新宮	3階建	3	0.4877	40,700
				9	0.6097	51,800
				12	0.7210	61,300
				6	0.8278	70,400
17	明石林崎住宅	明石市宮の上	5階建	5	0.6386	44,300
				5	0.7906	55,900
				5	0.8062	55,900
				10	0.9393	66,400
				5	1.0777	76,300

に改め、別表第1の2の部普通高層耐火住宅の項中

8	12	48	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	14階建	2	0.4576	32,000
						2	0.4576	32,200
						1	0.4576	32,300
						2	0.4576	32,500
						1	0.4576	33,400
						1	0.4739	31,100
						3	0.6550	45,000
						1	0.6550	45,500
						1	0.6550	47,700
						1	0.6578	45,000
						3	0.6578	45,500

を

8	12	48	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	14階建	2	0.4576	32,000
						1	0.4576	32,200
						1	0.4576	32,300
						2	0.4576	32,500
						1	0.4576	33,400
						1	0.4739	31,100
						3	0.6550	45,000
						1	0.6550	45,500
						1	0.6550	47,700
						1	0.6578	45,000
						3	0.6578	45,500

に、

						1	0.5418	49,400
--	--	--	--	--	--	---	--------	--------

8	12	55	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.5447	49,400
						1	0.9050	81,800
						4	0.9050	83,500
						4	0.9238	83,500
						1	0.9266	83,500
						1	0.9266	84,100
						2	0.9266	84,700
						2	0.9295	83,500
						1	0.9295	84,100
						1	0.9295	84,700
						1	0.9324	83,500
						1	0.9324	84,100
						1	0.9598	85,200
						2	0.9727	90,600
						1	0.9727	91,300
						2	0.9727	92,000
						2	0.9901	87,800
						2	0.9901	88,300
						3	0.9901	89,000
						1	0.9915	89,000
						4	0.9958	90,600
						1	0.9958	91,300
						2	1.0016	86,200
						3	1.0016	88,300
						1	1.0102	86,600
						1	1.0102	87,800
						1	1.0102	88,300
						1	1.0131	89,900
1	1.0376	90,600						
1	1.0376	91,200						

を

						1	0.5418	49,400
						1	0.5447	49,400
						1	0.9050	81,800
						4	0.9050	83,500
						4	0.9238	83,500
						1	0.9266	83,500
						1	0.9266	84,100
						2	0.9266	84,700

8	12	55	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	2	0.9295	83,500
						1	0.9295	84,100
						1	0.9295	84,700
						1	0.9324	83,500
						1	0.9324	84,100
						1	0.9598	85,200
						2	0.9727	90,600
						1	0.9727	91,300
						2	0.9727	92,000
						2	0.9901	87,800
						2	0.9901	88,300
						3	0.9901	89,000
						1	0.9915	89,000
						3	0.9958	90,600
						1	0.9958	91,300
						2	1.0016	86,200
						3	1.0016	88,300
						1	1.0102	86,600
						1	1.0102	87,800
						1	1.0102	88,300
1	1.0131	89,900						
1	1.0376	90,600						
1	1.0376	91,200						

に、

9	8	54	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.5334	49,800
						5	0.9192	80,600
						4	0.9221	81,200
						2	0.9250	81,200
						3	0.9278	80,600
						2	0.9278	81,200
						3	0.9278	81,800
						1	0.9364	80,600
						1	0.9421	83,600
						1	0.9421	84,200
						1	0.9421	84,800
						1	0.9752	85,000
						1	0.9909	86,800
						1	0.9909	87,400

						1	0.9966	84,400
--	--	--	--	--	--	---	--------	--------

を

9	8	54	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.5334	49,800
						5	0.9192	80,600
						4	0.9221	81,200
						2	0.9250	81,200
						3	0.9278	80,600
						2	0.9278	81,200
						3	0.9278	81,800
						1	0.9364	80,600
						1	0.9421	83,600
						1	0.9421	84,200
						1	0.9421	84,800
						1	0.9752	85,000
						1	0.9909	86,800
						1	0.9966	84,400

に、

10	9	54	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	2	0.5392	47,900
----	---	----	------------	---------------	------	---	--------	--------

を

10	9	54	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.5392	47,900
----	---	----	------------	---------------	------	---	--------	--------

に改め、同部普通中層耐火住宅の項中

8	12	40	多聞台住宅	神戸市垂水区多聞台2丁目及び3丁目	5階建	1	0.3487	22,400
						1	0.3487	23,100
						1	0.5156	32,400
						9	0.5156	33,500
						1	0.5156	34,900
						1	0.5156	36,000
						6	0.5434	33,500
						1	0.5876	37,600
						1	0.5876	37,700
						2	0.5876	38,700
						1	0.5876	41,200
						1	0.6155	40,300

を

8	12	40	多聞台住宅	神戸市垂水区多聞台2丁目及び3丁目	5階建	1	0.3487	22,400
						1	0.3487	23,100
						1	0.5156	32,400
						9	0.5156	33,500
						1	0.5156	34,900
						1	0.5156	36,000
						6	0.5434	33,500
						1	0.5876	37,600
						1	0.5876	37,700
						1	0.5876	38,700
						1	0.5876	41,200
						1	0.6155	40,300

に、

9	8	54	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	5階建	1	0.8496	55,900
						2	0.8510	54,600
						2	0.8510	55,800

を

9	8	54	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	5階建	1	0.8496	55,900
						1	0.8510	54,600
						2	0.8510	55,800

に、

10	10	57	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	5階建	1	0.9373	84,300
						1	1.2108	89,300

を

10	10	57	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	5階建	1	0.9373	84,300
----	----	----	------------	---------------	-----	---	--------	--------

に改める。

様式第1号中

諸控除の種類						
老年者	寡婦・寡夫	老人扶養	老人配偶者	障害者	特別障害者	特定扶養

を

諸 控 除 の 種 類					
寡婦・寡夫	老人扶養	老人配偶者	障害者	特別障害者	特定扶養

に改める。

様式第8号中

※ 控 除 対 象 内 容						
老年者	寡婦・寡夫	老人扶養	老人配偶者	障害者	特別障害者	特定扶養

を

※ 控 除 対 象 内 容					
寡婦	老人	老人	障	特別	特定

・寡夫	扶養	配偶者	害者	障害者	扶養

に改める。

様式第9号から様式第11号まで、様式第13号、様式第20号及び様式第21号中

「

控 除 内 容							
老 年 者	寡 婦 ・ 寡 夫	老 人 扶 養	老 人 配 偶 者	障 害 者	特 別 障 害 者	特 定 扶 養	同 居 ・ 扶 養

」

を

「

控 除 内 容						
寡 婦 ・ 寡 夫	老 人 扶 養	老 人 配 偶 者	障 害 者	特 別 障 害 者	特 定 扶 養	同 居 ・ 扶 養

」

に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第8号から様式第11号まで、様式第13号、様式第20号及び様式第21号の改正規定は、公布の日から施行する。